

平成 29 年 9 月 20 日

平成 30 年度予算編成方針

米原市長 平尾道雄

1 社会経済情勢および国の動向

内閣府の月例経済報告（平成 29 年 8 月）によると、「景気は、緩やかな回復基調が続いている。消費者物価は、横ばいとなっている。」と報告され、先行きについては、「雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復」していくことが期待されている。

国においては、7 月に「平成 30 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」が閣議了解され、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」で示された「経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとして、全般にわたり歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとされている。

これを受け、各省庁からの平成 30 年度概算要求総額は、一般会計ベースで 100 兆 9,586 億円と 4 年連続で 100 兆円の台を越え、このうち、最も規模が大きい社会保障関係費の大半を所管する厚生労働省の要求額は 31 兆 4,298 億円で、子育て関係予算の一部が内閣府に移管してからは、過去最大の要求額となっている。

現時点においては、昨年度措置されたような、本市にとって最も有利としている国の補正予算等の具体的な情報はないが、県等を通じて常に情報を入手するなど、今後の経済対策等の動向を注視する必要がある。

2 県の動向

県においては、県政の総合的な推進のための指針となる滋賀県基本構想で、「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀～みんなでつくろう！新しい豊かさ～」を基本理念に掲げ、「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」をエンジンとして、新しい豊かさの実現に向けて、様々な取組を推進している。

平成 30 年度に向けては、本年 9 月に「平成 30 年度に向けた施策構築について」が示され、この中で、厳しい財政状況にあっても、基本構想の最終年度に向けて、総合戦略の K P I の達成に向けた総仕上げや、滋賀の将来を形づくるために必要な芽出しとなる事業を実施する必要がある。このため、重視すべき方向に沿った施策を具体化する予算上の特別枠として、総合戦略・未来枠を設定することとしている。

3 本市の財政状況と直面する行政課題

本市の財政状況は、平成28年度普通会計決算による主な財政指標では、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は89.7%で、地方交付税等の経常一般財源の減少や下水道会計等への繰出金の増加により、平成27年度と比べて5.5ポイント上昇した。公債費の負担割合を示す実質公債費比率は、3か年平均で3.9%となり、平成27年度より0.7ポイント改善した。また、将来負担比率も前年度に引き続きマイナス表示という結果となり、全体的には前年度と比べて改善された数値となっているものの、平成30年度は普通交付税の合併算定替の段階的縮減期間4年目（平成29年度影響額▲3億5,800万円）に入るため、以前から示してきたとおり、今後の財政運営は極めて厳しい状況に向かうこととなる。

このような状況の中、統合庁舎整備事業については、本年6月に策定した庁舎等整備基本計画に基づき、現在基本設計等を実施しているが、平成30年度には実施設計や建設工事に着手する予定で、平成32年度中の完了を目指すことになる。また、米原駅東部土地区画整理事業については、進出意向事業者との協議などの動きはあるものの未売却地が残っている状況で、米原駅東口まちづくり構想の具体化に向けて、民間事業者の提言を受け、推進協議会を立ち上げるなどして、滋賀県の協力を求めているところである。さらに、平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の再編・長寿命化などのハード面の課題にも取り組んでいかなければならない。一方では、直面する人口減少対策の戦略としての子育て支援、就労・定住促進支援、さらには増大する社会保障関連経費への対応など直面する諸課題にも対応していかなければならない。

4 平成30年度施策の基本方針

平成30年度の施策構築に当たっては、総合計画基本目標に掲げる6つの政策に基づく取組を実施するとともに、市長マニフェストに政策提案として掲げられた市民との4つの約束が早期に実現できるよう、全力で取り組まなければならない。このことを念頭に置き、「平成30年度施策構築に当たっての骨格指針」（平成29年7月11日付け市長通知。以下「骨格指針」という。）に示したとおり、まちの将来像「ともにつながり ともにつくる 住みよさ実感 米原市」の実現を目指して、以下の重点取組事項を推進することとする。

【重点取組事項】

- ① 子ども、女性、若者、高齢者、障がい者にやさしいまちづくり
- ② 暮らしに安心・地域が元気なまちづくり
- ③ 未来へ、確かな歩み始めるまちづくり
- ④ 市民の声で、市民とともに築くまちづくり

また、総合計画と連携して一体的に本市のまちづくりを推進する総合戦略については、平成30年度を含め目標年度まで残り2か年となるため、4つの基本目標の達成に向け、関連施策を着実に進めることによって、若者の定住と社会人口の増加につなげ、持続するまちの原動力となる生産年齢人口の流出抑制と転入促進を図っていく必要がある。

5 予算編成の基本方針

平成30年度の予算編成については、以下に示す理由から、大幅な見直しを行う。

ここ数年の予算編成は、一件審査予算方式（いわゆる積み上げ方式）としてきたが、結果としては、一時的に予算が縮小されるだけで、全体の事業量が圧縮されることなく、思い切った事業自体の廃止等に結び付くことは、ほとんど見受けられなかった。また、総務部財政課による予算査定によって規模を縮小しただけで、一定の目的を果たした事業がいつまでも残ることになり、事業の組み替えが行われないなど、事業の廃止が進まず、予算の硬直化を招いている。これまで何度も言い続けてきたように、平成33年度からは普通交付税の合併算定替が終了し一本算定となることから、大幅な一般財源の不足が確実であり、相当数の事業の取捨選択を迫られている状況である。限られた予算の中で、各部局の自主的な判断で真に必要な事業を見極めることにより、メリハリのある予算編成を行うため、一件審査予算方式に変えて、事業のスクラップアンドビルドを促進する「枠配分予算方式（一般財源ベース）」を一般会計において導入することとした。

枠配分予算方式は、「一般財源」に対して予算枠を配分する。具体的には、総合計画アクションプラン調書における要求額の概算査定を行い、国県補助金等の特定財源を除いて、歳出から見た一般財源必要額を算出したのち、歳入から見た一般財源見込額を算出して、不足する差額に対して一定の率を乗じたマイナスシーリングを行うこととする。最終的には、このような方法で算出した一般財源必要額を「部」単位で集計して、一般財源枠配分額を決定する。しかし、全ての事業に対して行うのではなく、人件費や特別会計繰出金等の経費、また、一部の部局については枠配分の対象外とし、従来どおりの一件審査を行うものとする。詳細については、予算編成要領に掲載している。

歳入に見合った歳出を原則とする枠配分予算方式の導入は、各担当部局における内部査定機能を強化することによって、事業の創意工夫や取捨選択する思考を促すものである。このため、事務事業が増え続けている中、各部局においては、各施策の目標に対する進捗状況、社会の動き、予算執行状況など十分な分析を行い、関連部局と横連携しつつ、積極的に事業の廃止や統合に取り組むとともに、次の事項に留意しながら予算を要求することとする。

(1) 全般的事項

- ア 各部局長は、オータムレビューを踏まえた部局別重点目標の再精査を行い、部局間・部局内での協議・調整を迅速に進め、真に必要な性の高い施策・事業への重点化を図り、戦略、方針を明確にすること。＊結果は、取りまとめた上、10月中旬に掲示板で通知する。
- イ 骨格指針に示されている重点的取組事項および戦略的取組事項に関するものについては、重点的に予算配分するものとする。各部局においては、経営資源を最大限に生かし、積極的に新規提案事業を盛り込むこと。なお、地方創生に係る戦略的取組事項に関するものについては、政策推進部と十分な協議を行うこと。
- ウ 新規提案事業に係る予算要求に当たっては、行政経営の視点に立ち、目的志向・成果重視による十分な検討を行った上で要求すること。なお、財源については、既存の事務事業を積極的に廃止・縮小を行う中で、所要財源を確保すること。また、必要に応じ予算要求までに総務部財政課と協議し、所要の手続を終えること。
- エ 「平成29年度部局別戦略ヒアリング（オータムレビュー）の概要について（＊10月中旬通知予定）」および「平成30年度総合計画アクションプラン調書の事務ヒアリングの結果について（平成29年9月政策推進部長通知）」を踏まえること。
- オ 国の平成30年度予算概算要求における関係省庁の重点施策等の情報収集に努めるとともに、あらゆる手段を講じて補助事業の採択に向け、時機を逃すことなく積極的な要望活動を行い、財源を獲得すること。また、安易に当初予算に計上することなく、前倒しできるものは、国の補正予算等を積極的に活用するなど、有利な財源確保に努めること。
- カ 課題解決に向け、他の部局とタイアップして施策を推進する方が効果的、または早期に目的が達成できるものについては、優先的に予算配分を講じることとする。よって、関連のある部局については部局間で綿密な連携を図り、それぞれの役割を明確にした上で予算要求すること。
- キ 既存事業については、再度、総点検を実施し、類似事業の重複を排除すること。

(2) 財政の健全化の推進

本市の健全な財政基盤を継続するため、適正な予算規模の維持のほか、これまで市債の繰上償還や基金の積立てにも積極的に取り組んできた。予算要求に当たっては、過去の決算や執行状況等について徹底した分析・検証を行うとともに、事業の評価や実績を踏まえた必要最少限の予算見積りを行い、全庁を挙げて財源不足を縮減することとする。

(3) 行財政改革・公民連携の推進

行財政改革の推進に当たっては、骨格指針でも示しているとおり、第3次米原市行財政改革大綱に掲げた3つの基本方針、地域力の創造、職員力の向上、自立した行政経営の推進を実現するための取組を着実に進めること。

また、公民連携の推進に当たっては、6月に策定した、米原市公民連携（PPP）の推進に関する指針において、公民連携に関する基本的な考え方や、公民連携活用の範囲や実施主体、具体的手法、留意事項などについての方向性を示しているとおり、民間などへ委ねる取組を積極的に進めること。

（4）都市経営マネジメントの推進

各施策の実施に当たっては、交付税算定においてトップランナー方式（*）が一部反映されていることから、民間の発想の手法やアウトソーシングの導入など、工夫を凝らすとともに、実効性の高い施策を構築すること。また、あらゆる観点から協働のまちづくりを推進するとともに、市民団体の組織力や地域力の向上を目指すこととする。さらに、予算措置に当たっては、各部局が説明責任を果たし、市政運営における市民との情報共有を図るものとする。

（*）平成28年度から交付税の算定において、トップランナー方式（歳出効率化に向けた業務改革で、他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組）が導入されている。

例としては、道路維持管理業務（補修・除草・伐採等）の包括的な民間委託や、学校等利用員業務の民間委託などによる業務の効率化および人件費等経費の削減を図るものが、算定に反映されている。

（5）歳入の確保

市政運営における貴重な財源確保と負担の公平性の観点から、市税等の収納率の向上に努めることはもとより、未納額の縮減につながる取組を積極的に提案すること。国県支出金については、国や県の予算（補正予算を含む。）の動向を注視するとともに、その獲得に努めるものとする。

6 特別会計および企業会計について

特別会計および企業会計における平成30年度予算編成に当たっては、一般会計において導入する枠配分予算方式ではなく、従来どおりの取扱いとする。については、各会計の経営状況や諸課題を的確に捉え、適切な予算を見積もること。特に、使用料、保険料等の市民負担の適正化を基本に財源

の確保を図るとともに、将来にわたる収支見通しに基づく経費の節減、合理化に努めることとする。
また、一般会計からの繰入れについては、基準内繰出し、基準外繰出しを明確にした上で、繰出基準の範囲内とすることを基本にして、財政運営の確保を図ることとする。

(1) 国民健康保険事業特別会計

平成 30 年度から新制度によって始まる広域化に対して、遺漏なきよう万全を期すこと。

被保険者数の推移、医療費の見込みについて検証し、さらには関係所管部署との積極的な連携による医療費適正化に向けた新たな取組（保険者努力支援制度含む。）を提案して、制度改革により拡充された財政支援が受けられるよう、積極的に取り組む予算を見積もること。

(2) 介護保険事業特別会計

介護予防・日常生活支援総合事業による多様なサービスの仕組みを充実させるため、着実に広がるよう、部内の積極的な連携による施策展開が図れる予算を見積もること。

平成 30 年度に予定されている制度改革を見据えながら、第 7 期介護保険事業計画に基づき、次年度以降の見込みを分析した上で、更なる給付の適正化を図るなどして、予算編成に取り組むこと。

(3) 後期高齢者医療事業特別会計

これまでの保険料および給付費の動向を把握し、次年度の見込みについての根拠を明らかにした上で、予算編成に取り組むこと。

(4) 農業集落排水事業特別会計および流域関連公共下水道事業特別会計

平成 30 年度の地方公営企業法適用への移行に向けて、万全を期すこと。

施設の長寿命化対策、耐震化対策、農業集落排水施設の公共下水道への接続などの事業計画を踏まえた中長期的な財政収支見通しを示すとともに、コンポストセンター事業の廃止を踏まえた上で、予算編成に取り組むこと。特に使用料等については、料金改定することが不可避であることから、中長期的見通しに立って、現在取り組んでいる経営戦略を策定すること。

(5) 米原駅東部土地区画整理事業特別会計

平成 29 年度をもって廃止するため、地域開発事業債を除く都市計画事業債の元利償還金については、一般会計で予算計上すること。

(6) 住宅団地造成事業特別会計

販売残区画の早期完売に向けた予算編成に取り組むこと。

(7) 水道事業会計

安定した水道水供給のため、水道施設の整備を進めるとともに、有収率向上のための適正な予算を見積もること。

水道基本計画の策定に当たっては、老朽化した施設や管路の更新および耐震化、軟水化等の投資的事業を踏まえた水道料金の改定についても、併せて見直すこと。